ひと、くらし、みらいのために
宮城労働局
Miyagi Labour Bureau
https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/

Press Release

報道関係者　各位

令和８年11月６日
宮城労働局労働基準部賃金室
賃金室長　細矢　史明
賃金指導官　兼平　太地
電話　022（299）8841

宮城県特定最低賃金の改正が決定しました
～12月15日に発効～

宮城労働局長（松瀬（まつせ）　貴裕（たかひろ））は、宮城県特定最低賃金※について下記のとおり改正することを決定しました。
効力発生日はいずれも令和８年12月15日です。

1　宮城県鉄鋼業最低賃金
時間額　1,187円（62円引上げ）
答申日　令和８年10月６日
発効日　令和８年12月15日

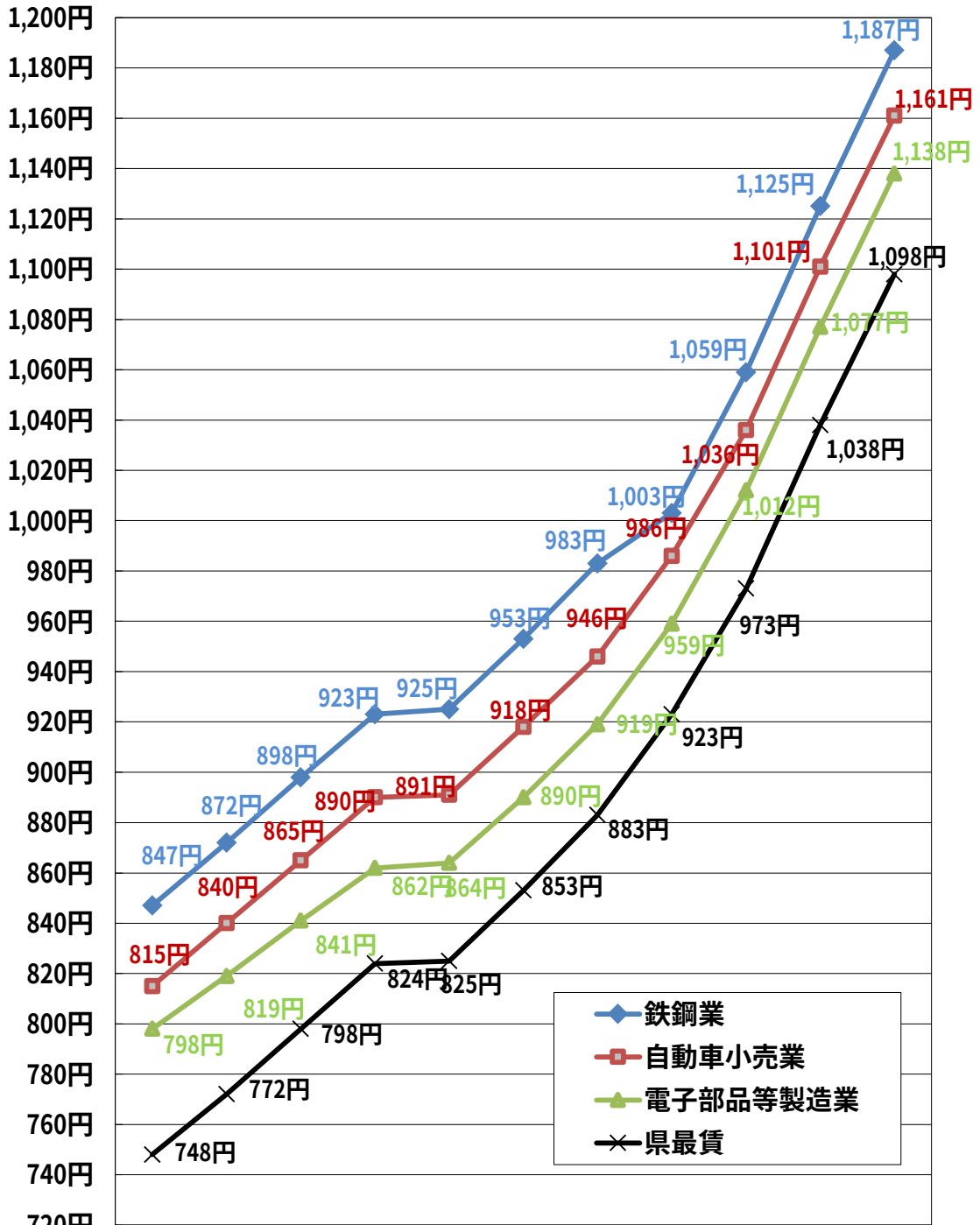
2　宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
時間額　1,138円（61円引上げ）
答申日　令和８年10月７日
発効日　令和８年12月15日

3　宮城県自動車小売業最低賃金
時間額　1,161円（60円引上げ）
答申日　令和８年９月28日
発効日　令和８年12月15日

※　特定最低賃金は、特定の産業について設定されている最低賃金です。関係労使の申出に基づき最低賃金審議会の調査審議を経て、同審議会が地域別最低賃金（１時間1,098円）よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認めた産業について設定されています。

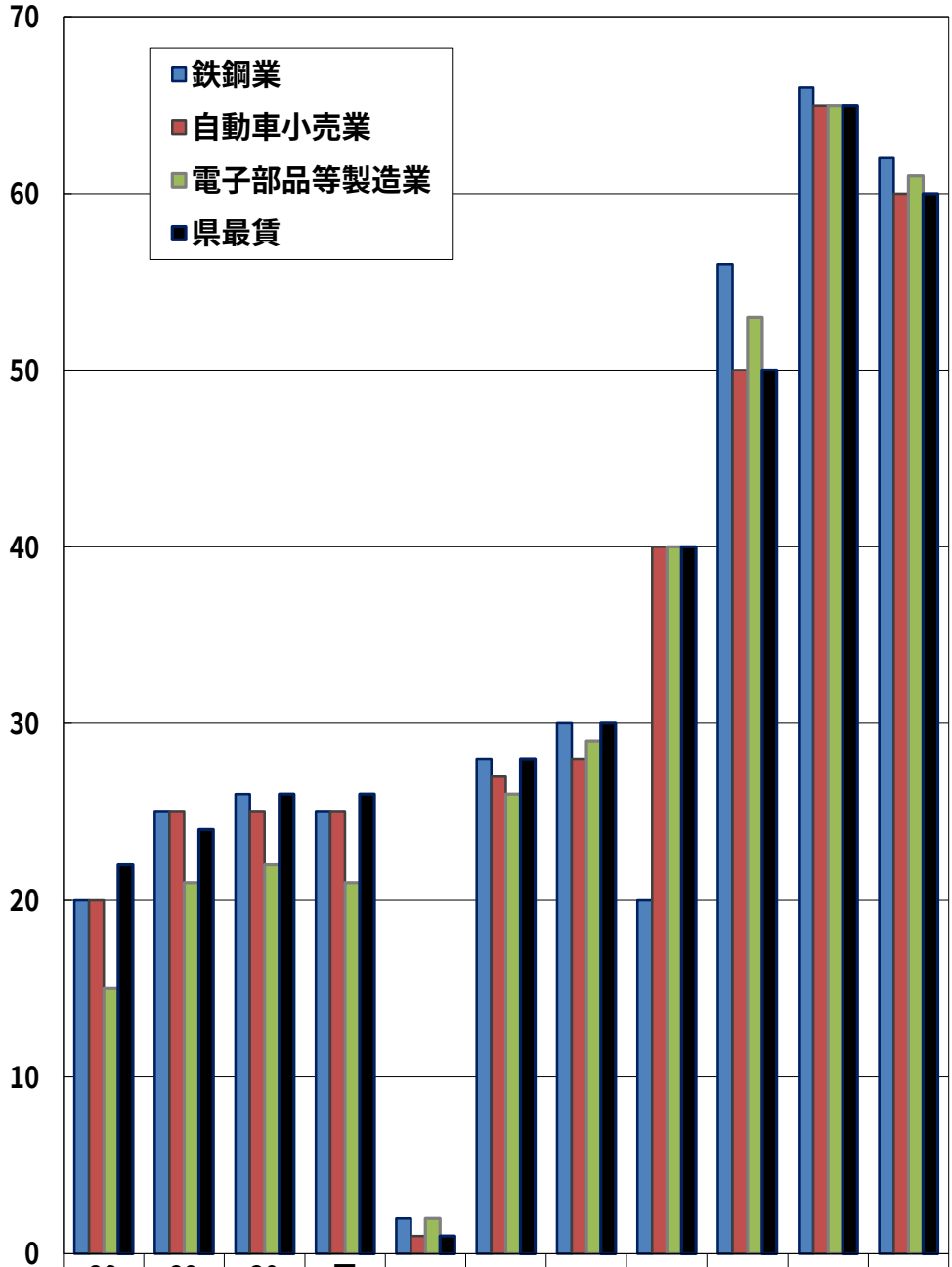
※　今年度の特定最低賃金専門部会における審議の結果、全産業とも全会一致により、改正額等について結審したものです。

資料1　宮城県の最低賃金額の推移



	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年
鉄鋼業	847円	872円	898円	923円	925円	953円	983円	1,003円	1,059円	1,125円	1,187円
自動車小売業	815円	840円	865円	890円	891円	918円	946円	986円	1,036円	1,101円	1,161円
電子部品等製造業	798円	819円	841円	862円	864円	890円	919円	959円	1,012円	1,077円	1,138円
県最賃	748円	772円	798円	824円	825円	853円	883円	923円	973円	1,038円	1,098円

資料２　宮城県の最低賃金引上額の推移



	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年
鉄鋼業	20	25	26	25	2	28	30	20	56	66	62
自動車小売業	20	25	25	25	1	27	28	40	50	65	60
電子部品等製造業	15	21	22	21	2	26	29	40	53	65	61
県最賃	22	24	26	26	1	28	30	40	50	65	60

宮城県の最低賃金

≪改定のお知らせ≫

宮城県最低賃金	時　間　額	効力発生日
	1,098円	令和８年 10月１日

宮城県最低賃金は県内の事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等含む。）に適用されます。

次の業種に該当する事業場で働く労働者には、以下の宮城県特定最低賃金が適用されます。

宮城県特定最低賃金 業種は日本標準産業分類による。	時間額	適用除外労働者 （この欄に掲げる労働者は、上記の宮城県最低賃金が適用になります。）	効力発生日
鉄 鋼 業 鉄鋼業(高炉による製鉄業、銑鉄鋳物製造業(鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く)、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。)又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。）	1,187円	（１）　18歳未満又は65歳以上の者 （２）　雇入れ後３月未満の者であって、技能習得中のもの （３）　清掃又は片付けの業務に主として従事する者	令和８年 12月15日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）	1,138円	（１）　18歳未満又は65歳以上の者 （２）　雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの （３）　次に掲げる業務に主として従事する者 ア　清掃又は片付けの業務 イ　手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務 ウ　手作業による部品の差し、曲げ若しくは切りの業務又は目視による検査の業務 エ　部品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け又は穴あけの業務 注：（３）エのうち、「取付け」の業務に「はんだ付け」は含まれません。	令和８年 12月15日
自動車小売業 自動車小売業(二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く。以下同じ。）、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。） 注：カー用品店、自動車タイヤ販売店も適用	1,161円	（１）　18歳未満又は65歳以上の者 （２）　雇入れ後３月未満の者であって、技能習得中のもの （３）　清掃又は片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者	令和８年 12月15日

※「臨時、パートタイマー、アルバイト労働者」、「主として事務の業務に従事する者」、「外国人技能実習制度における技能実習生」も宮城県特定最低賃金が適用されます。

注１　次に掲げる賃金は、最低賃金の計算には含まれません。
（１）精皆勤手当　（２）通勤手当　（３）家族手当　（４）賞与等（５）時間外・休日・深夜手当

注２　日給者・月給者・歩合給者等の賃金については、１時間当たりの賃金額が、最低賃金の時間額を下回ってはいけません。

詳細については、宮城労働局労働基準部賃金室（022-299-8841）又は、最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

仙台労働基準監督署　022-299-9072　　**大河原労働基準監督署　0224-53-2154**
石巻労働基準監督署　0225-22-3365　　**瀬　峰労働基準監督署　0228-38-3131**
古川労働基準監督署　0229-22-2112

宮　城　労　働　局